

事業概要

令和7年度
(令和6年度実績)



さいたま市北部・南部児童相談所

令和7年10月1日

目 次

I 児童相談所の概要

1	さいたま市の概要	1
(1)	行政区の人口・児童人口の状況	2
(2)	行政区域図	2
(3)	沿革	3
2	児童相談所の概要	4
(1)	組織	6
(2)	業務内容	8
①	相談の流れ	8
②	相談の種類	9

II 令和6年度相談取り扱い状況

1	新規相談受付状況	10
(1)	種類・年齢別相談受付状況	10
(2)	男女別相談受付状況	11
(3)	経路別相談受付状況	11
2	相談対応状況	12
(1)	相談対応状況	12
(2)	児童福祉施設入退所状況	13

III 令和6年度相談内容別取り扱い状況

1	養護相談（その他）	14
(1)	相談理由別受付状況	14
(2)	相談対応状況	15
2	障害相談	16
(1)	相談理由別受付状況	16
(2)	相談対応状況	17
(3)	療育手帳・各種証明書の発行状況	17
3	非行相談	18
(1)	相談理由別受付状況	18
(2)	相談対応状況	19
4	育成相談	20
(1)	相談理由別受付状況	20
(2)	相談対応状況	20
5	児童虐待の状況	21
(1)	児童虐待内容別受付件数	21
(2)	被虐待児童年齢別受付件数	22
(3)	児童虐待経路別受付件数	22
(4)	虐待者別件数	23
(5)	相談対応状況	23

IV 里親関連業務

1 里親制度	24
(1) 里親認定状況	24
(2) 里親委託状況	25
(3) 里親支援事業	25
(4) 里親会活動状況	27

V 一時保護業務

1 一時保護実施状況	28
(1) 一時保護の状況	28
(2) 相談内容別一時保護施設保護状況	29
(3) 月別入所児童及び退所児童の状況	29
(4) 平均保護日数・在所日数の状況	29
(5) 一時保護施設日課・年間行事	29

VI その他実施事業・資料

1 その他事業	30
(1) 家族支援ケースカンファレンス事業	30
(2) ペアレンティング・プログラム事業	30
(3) 意見表明等支援事業	32
(4) 被害確認面接強化事業	32
(5) ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業	32
(6) 里親子グループ事業（ぱれっとぼけっと）	32
(7) 主任児童委員座談会事業	33
(8) 24時間虐待通告電話相談事業	33
(9) 児童相談法的対応強化事業	34
(10) 実習生受入事業	34
(11) 親と子どもの悩み事相談@埼玉	34
2 研修実施状況・講師派遣状況	35
(1) 研修実施状況	35
(2) 講師派遣状況	39
3 資料	40

I 児童相談所の概要

1 さいたま市の概要

さいたま市は、埼玉県南東部に位置する県庁所在地です。

平成 13 年 5 月 1 日に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の 3 市合併により誕生し、平成 15 年 4 月 1 日には全国で 13 番目の政令指定都市へと移行しました。それに伴い、児童福祉法第 12 条「児童相談所設置」、同法第 59 条の 4「大都市の特例」に基づき、さいたま市児童相談所が設置されました。

また、平成 17 年 4 月 1 日には旧岩槻市との合併を経て、現在 10 区による区制を施行し、関東圏域を牽引する中核都市として、さらなる発展を目指しています。

本市は、古くは中山道の宿場町として繁栄してきた歴史を持ち、現在は、東北・上越新幹線など JR 及び私鉄の各線が乗り入れる交通の結節点として、東日本の交通の要衝地となっております。その利便性の良さからマンションや住宅が増え続け、人口も年々増加しており、県内の行政、経済、文化などの中心地としての役割を果たしております。



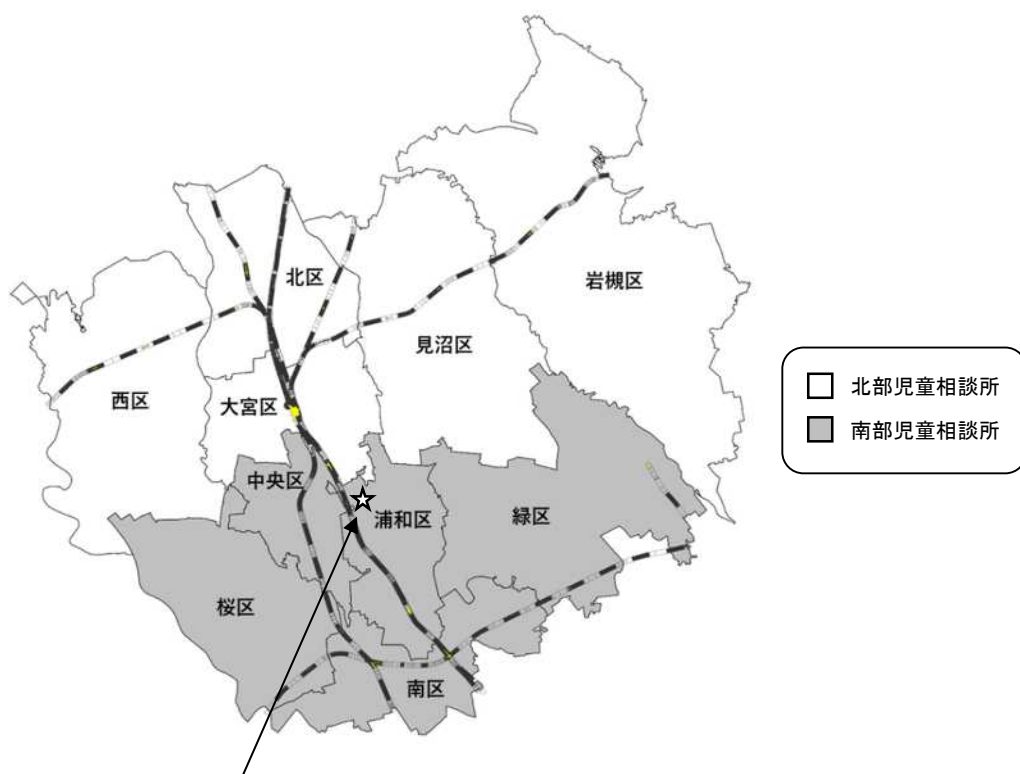
(1) 行政区の人口・児童人口の状況

さいたま市は、令和7年4月1日現在、総人口 1,351,872 人のうち児童数 204,759 人となっております。政令市移行後も人口は年々増加傾向にありますが、児童数については、昨年度の 206,192 人に比べて若干減少しました。

(令和7年4月1日現在)

	区 別	面 積(km ²)	世 帯 数	人 口	児 童 人 口	児 童 人 口 比 率
北 部 児 相	西	29.12	44,916	95,725	15,047	15.7%
	北	16.86	73,886	151,311	22,162	14.6%
	大 宮	12.80	64,638	127,113	18,606	14.6%
	見 沼	30.69	79,460	165,556	23,785	14.4%
	岩 槻	49.17	51,203	103,110	15,042	14.6%
	北部合計		314,103	642,815	94,642	14.7%
南 部 児 相	中 央	8.39	48,909	96,289	14,696	15.3%
	桜	18.64	80,854	170,046	12,752	7.5%
	浦 和	11.51	94,385	195,701	27,858	14.2%
	南	13.82	60,363	135,033	30,740	22.8%
	緑	26.44	54,221	111,988	24,071	21.5%
	南部合計		338,732	709,057	110,117	15.5%
総 合 計		217.43	652,835	1,351,872	204,759	15.1%

(2) 行政区域図



さいたま市北部児童相談所・南部児童相談所

〒330-0071さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）4階
TEL 048-711-3917（北部）048-711-2489（南部） / FAX 048-711-8904（共通）

(3) 沿革

平成 15 年 4 月	政令市移行に伴い、さいたま市児童相談所開設。管轄区はさいたま市全域。 (西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区) (住所：さいたま市中央区下落合 5-6-11 中央区役所別館 1 階)
平成 17 年 4 月	旧岩槻市と合併により、管轄区に岩槻区が追加となる。
平成 22 年 4 月	家族支援担当(現：企画調整係)配置、里親担当(現：里親推進係)配置。
平成 24 年 4 月	常勤の児童精神科医師が配置される。 埼玉県警察本部からの出向職員が配置される。
平成 27 年 4 月	保健師が配置される。
平成 30 年 2 月	事務所を中央区役所別館 1 階から子ども家庭総合センター(愛称：あいぱれ っと) 4 階に移転する。 (住所：さいたま市浦和区上木崎 4-4-10)
平成 30 年 4 月	弁護士との顧問選任契約を締結する。
令和 2 年 4 月	組織体制を下記のとおり 2 か所に変更。(事務所の移転は無) さいたま市北部児童相談所(管轄区：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区) さいたま市南部児童相談所(管轄区：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
令和 3 年 4 月	南部児童相談所に、初期介入機能を担う係を設置。
令和 3 年 7 月	埼玉県 LINE 相談「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」に参加する。
令和 4 年 3 月	一時保護施設で第三者評価を受審する。
令和 4 年 4 月	・ 北部児童相談所に、初期介入機能を担う係を設置。 ・ 埼玉県警察本部からの出向職員が 2 名に増員される。
令和 5 年 4 月	北部児童相談所、南部児童相談所共に心理相談係を 2 係体制とする。
令和 6 年 4 月	一時保護施設にて意見表明等支援事業を開始。
令和 6 年 12 月	さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定。
令和 7 年 4 月	一時保護施設に、児童保護第 3 係を設置。

2 児童相談所の概要

(児童相談所の設置)

児童相談所は、その任務、性格に鑑み、都道府県（政令指定都市を含む）に設置義務が課されている児童福祉法に基づく児童福祉の専門行政機関です。また、児童相談所の運営及び活動についてはこども家庭庁より定められる児童相談所運営指針に基づいて行われています。

(児童相談所の設置目的)

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。

児童相談所の機能（児童相談所運営指針より一部抜粋）

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

② 相談機能

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能

③ 一時保護機能

必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護する機能

④ 措置機能

こども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該こども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能

⑤ 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

その他児童相談所は地域の必要に応じ、こどもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、こどもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

さいたま市北部・南部児童相談所の主な業務

さいたま市北部・南部児童相談所では、相談援助活動の理念を実現するために、児童相談所運営指針で定められる機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていくために、次の業務を担っています。

こどもの福祉に係る相談及び調査並びに判定及び指導に関すること

- ・こどもの福祉に関する家庭その他からの相談に応じます。
- ・こどもに必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行い、調査又は判定に基づき必要な指導を行います。
- ・療育手帳の判定や各種証明書等の発行を行います。

児童虐待への対応に関すること

- ・本市各区による児童家庭相談の実施に関して、区役所関係部署との相互間の連絡・調整、情報の提供その他必要な援助を行います（要保護児童対策地域協議会に関することも含む）。

こどもの児童福祉施設等への措置に関すること

- ・家庭での養育が困難な場合又は専門的な治療、指導等が必要な場合に、こどもの状態に応じて適切な施設への措置や里親への委託を行います。

家族支援及び家族再統合に関すること

- ・家族再統合に向けて家族が問題点と今後の見通しを十分に理解し、主体的にこどもの安全プランを構築できるように支援を行います。

里親の認定及び支援に関すること（※さいたま市全域を南部児童相談所が担当）

- ・里親希望者の申出があった場合に必要な調査や研修を行い、市社会福祉審議会の意見を求めた上で認定・登録を行います。
- ・里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るため、研修、相談、里親の相互交流、里親の一時的な休息のための支援等を行います。

こどもの一時保護に関すること

- ・緊急にこどもを保護する必要がある場合や、適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に、こどもを家庭から離し一時保護を行います。

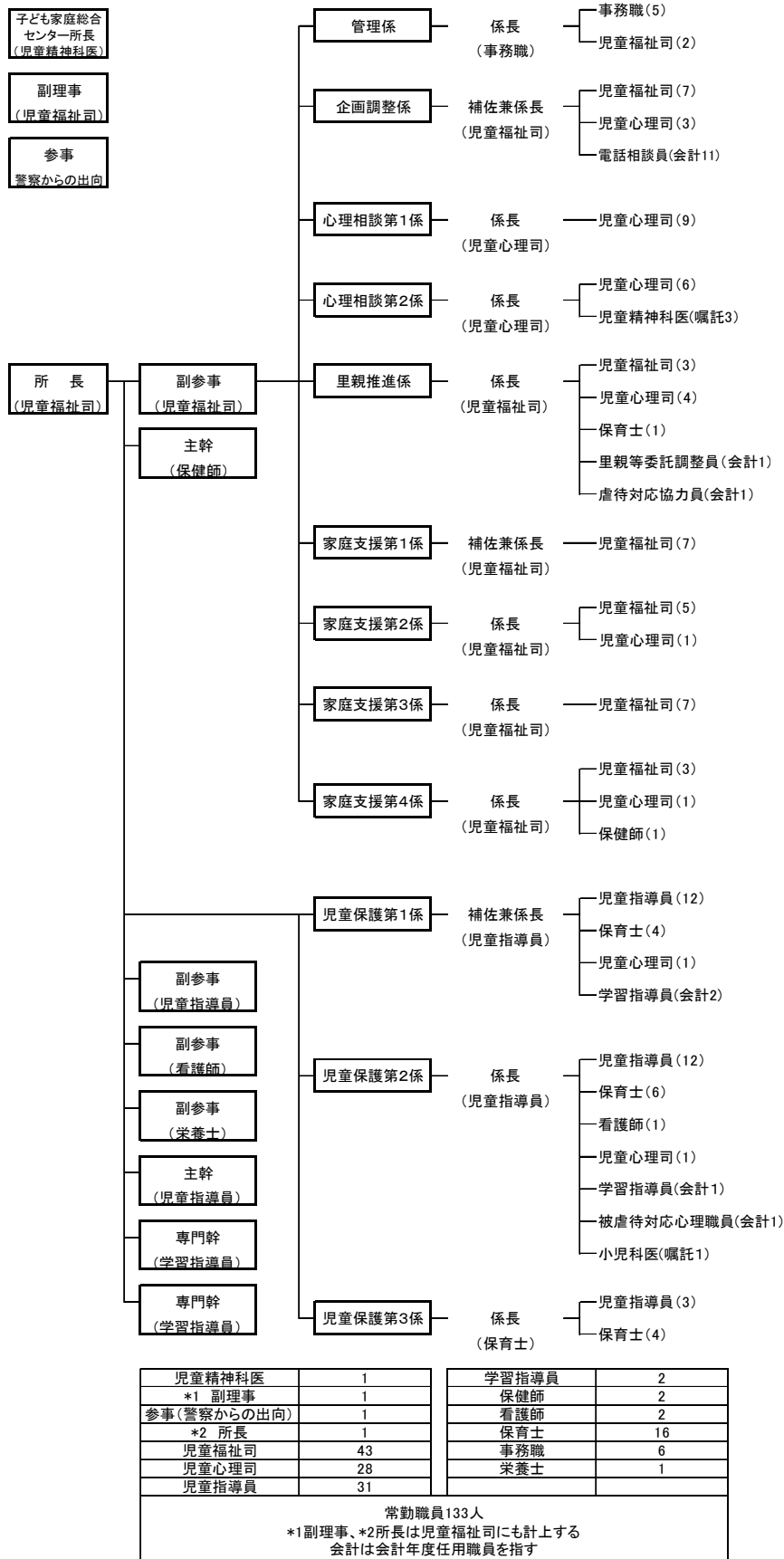
措置費の支払及び徴収、並びに給付費の支払いに関すること

- ・児童福祉施設の措置費に関する事務と、障害者総合支援法に規定される業務を行います。

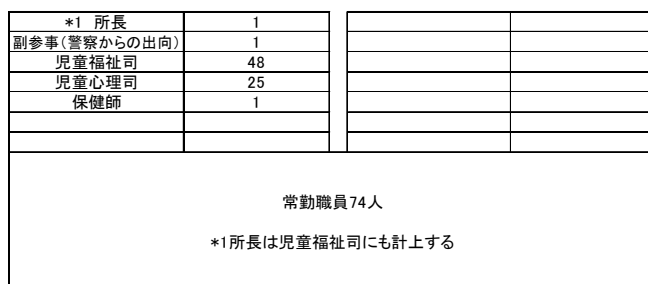
(1) 組織

令和7年4月1日現在

令和7年度 さいたま市南部児童相談所 組織図



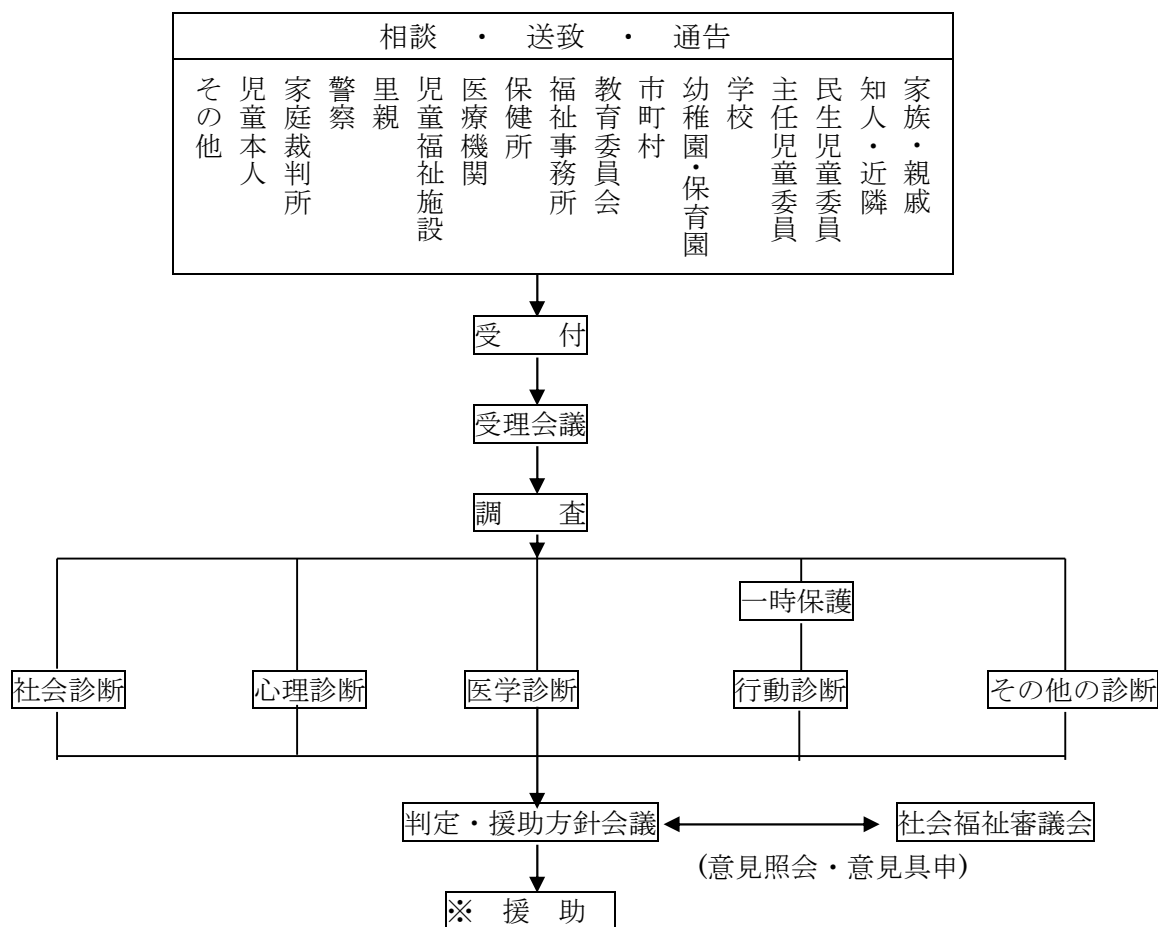
※担当地区 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区



- 7 -

(2) 業務内容

① 相談の流れ



※援助の内容

1 在宅 指導 等	(1) 措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん
	(2) 措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 市町村指導 エ 児童家庭支援センター指導 オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 キ 指導の委託
	(3) 訓戒、誓約措置	
2 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託		
3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置		
4 児童自立生活援助の実施		
5 市町村への事案送致・福祉事務所送致等		
6 家庭裁判所送致		
7 家庭裁判所への家事審判の申立て		

② 相談の種類

相談の種類		内 容
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅延を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

Ⅱ 令和6年度相談取り扱い状況

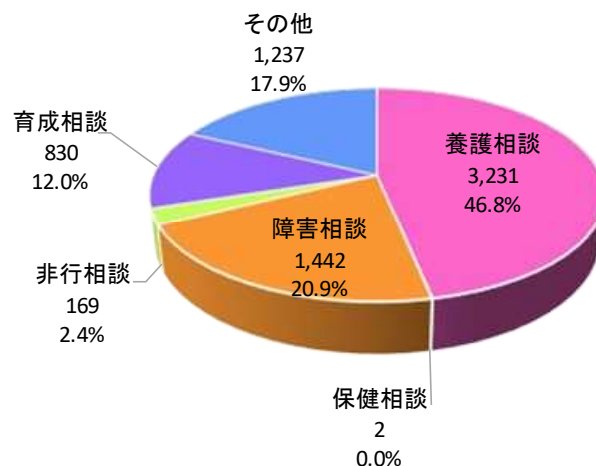
1 新規相談受付状況

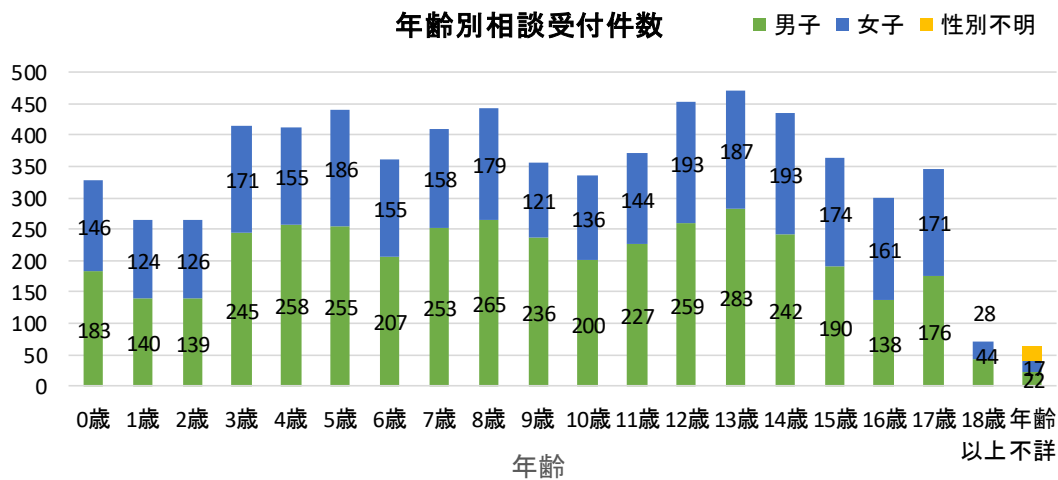
児童相談所では、こどもに関する各種相談を幅広く受け付けています。この項では、新規相談受付状況について集計しています。

(1) 種類・年齢別相談受付状況

年齢	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他	合計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
0歳	155	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	94	329
1歳	142	30	0	0	0	0	5	13	0	0	0	0	0	0	9	65	264
2歳	138	29	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	3	72	265
3歳	174	12	0	0	0	0	4	125	2	0	0	2	0	0	10	87	416
4歳	189	22	0	0	0	0	4	106	0	0	0	4	0	0	11	77	413
5歳	165	19	0	0	0	1	5	180	2	0	0	5	0	0	7	57	441
6歳	170	19	0	0	0	1	2	91	4	0	0	14	2	0	4	55	362
7歳	172	19	0	0	0	1	1	93	0	2	1	43	2	0	3	74	411
8歳	169	25	1	0	0	0	3	118	5	2	0	33	6	0	2	80	444
9歳	188	19	0	0	0	0	1	28	2	1	2	56	4	1	0	55	357
10歳	165	16	0	1	0	0	0	36	4	3	7	38	2	1	2	61	336
11歳	157	24	0	0	0	0	0	65	3	7	4	46	4	0	1	60	371
12歳	166	37	1	0	0	0	2	68	2	8	6	73	7	0	0	82	452
13歳	147	26	0	0	0	0	1	102	1	11	20	94	8	0	0	60	470
14歳	152	19	0	1	0	0	1	66	1	21	13	98	4	0	3	56	435
15歳	128	22	0	0	0	0	0	45	0	18	0	85	6	0	1	59	364
16歳	89	16	0	1	0	0	1	53	0	22	0	73	1	0	0	43	299
17歳	92	19	0	0	0	1	0	105	1	19	1	49	0	0	0	60	347
18歳以上	3	3	0	0	0	0	0	60	0	0	1	0	0	0	0	5	72
年齢不詳	8	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	3	0	2	35	63
合計	2,769	462	2	3	0	4	30	1,377	28	114	55	718	49	2	61	1,237	6,911
構成比	40.1%	6.7%	0.0%	0.0%	0%	0.1%	0.4%	19.9%	0.4%	1.6%	0.8%	10.4%	0.7%	0.0%	0.9%	17.9%	100%
前年度	3,103	505	6	3	1	3	20	1,358	11	122	48	723	55	4	52	1,076	7,090
増減	-334	-43	-4	0	-1	1	10	19	17	-8	7	-5	-6	-2	9	161	-179

相談内容別受付件数・構成比





(2) 男女別相談受付状況

区分	養護相談		保健相談	障害							非行相談		育成相談		その他	合計	構成比
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	その他	犯行為等	触法行為等	格行動	不登校	適性		
男子	1,471	265	1	2	0	3	16	937	19	61	36	417	26	2	39	667	57.3%
女子	1,294	192	1	1	0	1	14	440	9	53	19	301	22	0	21	557	42.3%
性別不明	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	13	0.3%
合計	2,769	462	2	3	0	4	30	1,377	28	114	55	718	49	2	61	1,237	100.0%

(3) 経路別相談受付状況

	県市町村			児童福祉施設	センター 児童家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療		学校等		里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	児童相談所	福祉事務所	その他						保健所	医療機関	学校	教育委員会							
男子	217	806	95	55	2	0	1,267	0	1	48	193	4	0	0	889	271	31	83	3,962
女子	209	415	98	29	0	1	1,076	0	4	38	182	3	1	1	572	187	36	73	2,925
年齢不詳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	8	0	5	24
合計	426	1,222	193	84	2	1	2,343	0	5	86	376	7	1	1	1,470	466	67	161	6,911
構成比	6.2%	17.7%	2.8%	1.2%	0%	0.0%	33.9%	0.0%	0.1%	1.2%	5.4%	0.1%	0.0%	0.0%	21.3%	6.7%	1.0%	2.3%	100%
前年度合計	464	1,302	240	127	0	0	2,361	3	5	59	406	12	3	2	1,413	469	103	121	7,090
増減	-38	-80	-47	-43	2	1	-18	-3	0	27	-30	-5	-2	-1	57	-3	-36	40	-179

(補足)

児童委員からの相談については、児童福祉法第17条に基づく通告・相談では、県市町村のその他として集計し、同法25条に基づく通告・相談の仲介については、児童委員としてそれぞれ集計しています。

(注) 通告経路の主なものは、次のとおりです。

「県市町村-福祉事務所」…各区支援課など

「県市町村-その他」…各区保健センターなど

「児童福祉施設」…保育園、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児施設など

「学校等-学校」…幼稚園、小学校、中学校、高等学校など

「学校等-教育委員会」…教育委員会、教育相談室など

2 相談対応状況

この項では、年度内に対応を行った相談件数について集計しています。

(1) 相談対応状況

相談内容	対 応	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導 等	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	里 親 委 託	障 害 児 施 設 利 用 契 約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋										
養 護	児 童 虐 待	1,885	21	107	129	0	525	2	0	26	29	0	8	2,732
	そ の 他	370	24	14	11	0	0	1	0	13	18	0	6	457
保 健 相 談	保 健 相 談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	視 聴 覚 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行 相 談	言 語 発 達 障 害 等	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	重 症 心 身 障 害	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	27
成 育	知 的 障 害	1,163	1	0	0	0	0	3	0	0	0	8	205	1,380
	発 達 障 害 相 談	26	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
成 育	ぐ 犯 行 為 等	82	16	14	3	0	0	0	0	0	0	0	3	118
	触 法 行 為 等	36	10	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	57
成 育	性 格 行 動	596	79	29	5	0	0	0	0	2	4	0	8	723
	不 登 校	40	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
成 育	適 性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	し つ け	59	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
合 計	そ の 他	1,029	3	27	5	0	0	2	0	0	1	0	208	1,275
	合 計	5,292	164	205	157	0	525	8	0	41	52	32	439	6,915
構 成 比	構 成 比	76.5%	2.4%	3.0%	2.3%	0%	7.6%	0.1%	0%	0.6%	0.8%	0.5%	6.3%	100%
	前 年 度	5,634	202	183	191	0	302	5	0	55	41	12	484	7,109
増 減	増 減	-342	-38	22	-34	0	223	3	0	-14	11	20	-45	-194

(注) 対応状況の「その他」の主なものは、次のとおりです。

- ・療育手帳の判定結果の照会回答や資料送付
- ・18歳を超える入所施設の措置期間の延長など

※相談対応状況用語説明

① 措置に寄らない指導

助言指導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこどもや保護者等に対する指導をいう。
継続指導	複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、こどもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。

② 措置による指導

児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
---------	---

(2) 児童福祉施設入退所状況

措置入所					
施設種類	区分	5 年度 末 在 籍 数	6 年 度		6 年 度 末 在 籍 数
			入 所	退 所	
乳 児 院		26	14	17	23
児 童 養 護 施 設		121	14	30	105
児 童 心 理 治 療 施 設		8	4	4	8
児 童 自 立 支 援 施 設		2	2	3	1
自 立 援 助 ホ ム		10	17	12	15
障害児施設(措置入所)		24	5	5	24
計		191	56	71	176

(注) いずれも国立を含みます。

(補足)

- ・施設設置状況としては、乳児院は県内に8カ所、児童養護施設は県内22カ所となっています。市内には、児童養護施設カルテット、ホザナ園、いわつき、いわつき乳児院、さいたま西乳児院や、知的障害児施設久美学園、児童心理治療施設子どもケアホームがあります。
- ・障害者総合支援法施行に則り、障害児施設については、利用契約と措置の2種類の入所形態がありますが、障害児施設以外の施設については、引き続き措置のみとなっています。

契約入所					
施設種類	区分	5 年 度 末 在 籍 数	6 年 度		6 年 度 末 在 籍 数
			入 所	退 所	
知的障害児施設		6	0	1	5
自閉症児施設		0	0	0	0
盲児施設		0	0	0	0
ろうあ児施設		0	0	0	0
肢体不自由児施設		1	1	0	2
重症心身障害児施設		20	6	8	18
計		27	7	9	25

Ⅲ 令和6年度相談内容別取り扱い状況

1 養護相談（その他）

養護相談（その他）は、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、服役等のため家庭での養育が困難になったこどもについての相談です。また、迷子も含まれます。

ここでは、養護相談を児童虐待相談と「その他の養護相談」に分けて、後者を「養護相談（その他）」として分類しています。なお、児童虐待相談については別記しています。

（１）相談理由別受付状況

管轄児相	行政区	家 出	死 亡	離 婚	傷病		家庭環境			そ の 他	合 計
					傷 病	精 神 障 害	性 格 上 の 問 題	放 任	不 和		
北部児相	西	-	-	2	2	3	1	-	1	24	33
	北	-	1	2	4	7	7	5	9	23	58
	大 宮	1	-	2	2	8	8	3	3	24	51
	見 沼	2	3	-	11	6	2	-	1	18	43
	岩槻	7	-	-	12	6	-	1	-	28	54
北部合計		10	4	6	31	30	18	9	14	117	239

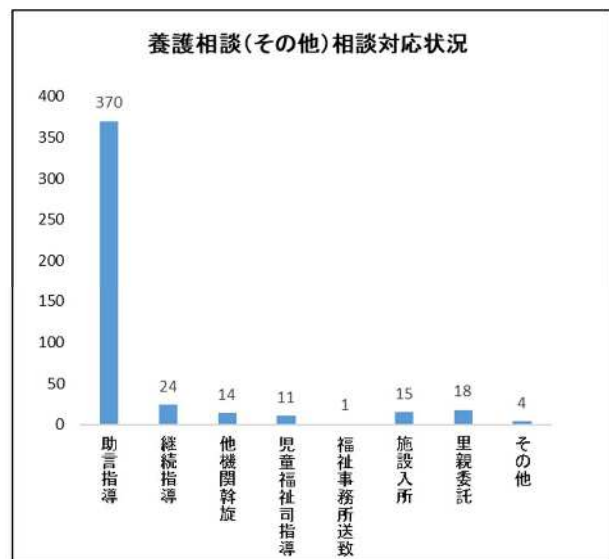
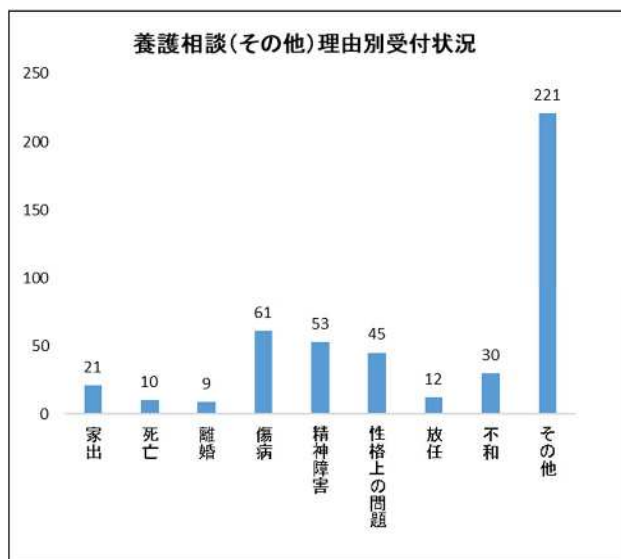
南部児相	中 央	2	-	-	5	3	5	1	1	11	28
	桜	2	-	-	4	1	3	-	1	17	28
	浦 和	3	2	-	4	1	3	-	5	15	33
	南	1	2	-	8	12	11	-	3	24	61
	緑	1	2	-	7	5	3	1	2	20	41
南部合計		9	6	-	28	22	25	2	12	87	191
その他		2	-	3	2	1	2	1	4	17	32
合 計		21	10	9	61	53	45	12	30	221	462
構成比		4.5%	2.2%	1.9%	13.2%	11.5%	9.7%	2.6%	6.5%	47.8%	100%

前年度	23	11	13	26	91	36	12	24	231	467
比 較	-2	-1	-4	35	-38	9	-	6	-10	-5

※相談内容のその他 … 服役・勾留・受刑、未婚の母、出産、迷子等があります。

(2) 相談対応状況

		家 出	死 亡	離 婚	傷 病		家 庭 環 境			そ の 他	合 計
					傷 病	精 神 障 害	性 格 上 の 問 題	放 任	不 和		
面 接 指 導	助 言 指 導	18	3	9	44	44	42	11	26	173	370
	継 続 指 導	－	1	－	5	7	3	－	－	8	24
	他機関斡旋	1	－	－	－	－	－	1	2	10	14
児童福祉司指導		－	－	－	1	1	－	－	2	7	11
福祉事務所送致		－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
施設入所		－	－	－	3	4	－	－	－	8	15
里親委託		1	2	－	－	2	－	－	－	13	18
その他		－	－	－	2	－	－	－	－	2	4
合 計		20	6	9	55	58	45	12	30	222	457
構成比		4.4%	1.3%	2.0%	12.0%	12.7%	9.8%	2.6%	6.6%	48.6%	100%



2 障害相談

障害相談は、肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害・知的障害・発達障害のあるこどもの施設入所（利用契約）・通所の相談、家庭での療育相談等です。

また、療育手帳に係る判定、特別児童扶養手当認定診断書や諸証明の発行なども含まれます。

障害相談の中では知的障害相談件数が最も多く、そのほとんどが児童の療育手帳の判定、特別児童扶養手当認定診断書の発行等です。

（１）相談理由別受付状況

管轄児相	行政区	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	合計
北部児相	西	－	－	－	3	99	3	105
	北	－	－	2	1	178	－	181
	大宮	1	－	－	7	116	3	127
	見沼	1	－	1	2	198	5	207
	岩槻	1	－	－	－	125	－	126
北部合計		3	－	3	13	716	11	746
南部児相	中央	－	－	－	3	82	1	86
	桜	－	－	－	1	111	4	116
	浦和	－	－	－	2	93	3	98
	南	－	－	1	10	195	5	211
	緑	－	－	－	1	174	2	177
南部合計		－	－	1	17	655	15	688
その他		－	－	－	－	6	2	8
合計		3	－	4	30	1,377	28	1,442
構成比		0.2%	0%	0.3%	2.1%	95.5%	1.9%	100%
前年度		3	1	3	20	1,358	11	1,396
比較		－	－1	1	10	19	17	46

(2) 相談対応状況

療育手帳・特別児童扶養手当認定に関する判定等の助言指導が大半を占めています。

肢体不自由、視聴覚障害、重症心身障害、知的障害相談について、障害者総合支援法の契約による入所・通所者に対して継続指導を行っています。

		肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発達 障 害 等	重症心身 障 害	知的障害	発達障害	合 計
面 接 指 導	助 言 指 導	-	-	2	-	1,163	26	1,191
	継 続 指 導	-	-	-	6	1	1	8
	他 機 関 幹 旋	-	-	1	-	-	2	3
福祉事務所送致又は通知		-	-	-	-	3	-	3
施 設 入 所		-	-	-	-	-	-	-
障 害 児 施 設 利 用 契 約		3	-	-	21	8	-	32
そ の 他		-	-	1	-	205	-	206
合 計		3	-	4	27	1,380	29	1,443

(3) 療育手帳・各種証明書の発行状況

療育手帳に係る判定、特別児童扶養手当認定診断書や諸証明の発行については、次のとおり取り扱っています。

療育手帳の判定は、児童及び18歳を超えての児童福祉施設措置中の者を対象としています。

各種証明書等発行件数は、特別児童扶養手当認定診断書、障害児施設入所児童の措置費重度加算のための認定書が主なものです。各種証明書は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する重度知的障害者の該当の有無に関する情報提供が主なものです。

ア 療育手帳判定件数

	判定件数	対 応 内 容 (障 害 の 程 度)					
		㊤	A	B	C	非該当	取り下げ
新 規	516	20	54	102	301	3	36
再 判 定	517	79	156	120	138	24	-
合 計	1,033	99	210	222	439	27	36
構 成 比		9.6%	20.3%	21.5%	42.5%	2.6%	3.5%

前 年 度	1,030	152	199	213	378	23	65
増 減	3	-53	11	9	61	4	-29

(補足：障害の程度) ㊤：最重度、A：重度、B：中度、C：軽度

イ 各種証明書等発行件数

証 明 内 容	昨年度	今年度	増 減
特児認定診断書	209	211	2
重 度 認 定 書	5	5	-
各 種 証 明 書	110	170	60
合 計	324	386	62

3 非行相談

非行相談は、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談の２種類があります。

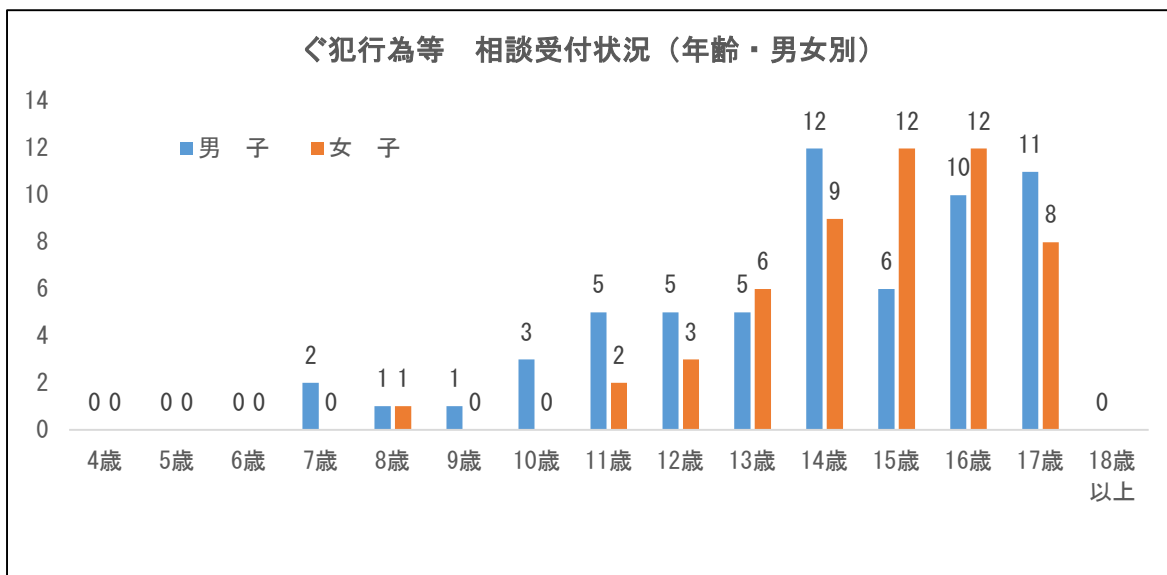
ぐ犯行為等相談は、盗癖・金品持ち出し・家出・外泊・不良交友・怠学等、犯罪のおそれのある不良行為が見られるこどもについての相談です。警察署からぐ犯少年として通告があった児童に関する相談や、触法行為があったと思われても警察署から通告のない児童に関する相談も含まれます。

触法行為等相談とは、窃盗・恐喝・傷害等、法に触れる行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談です。また、14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談も含まれます。

(1) 相談理由別受付状況

ア ら犯行為等相談理由別状況

	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	外泊	夜遊び	持ち出し	乱暴	不良交友	不純異性交遊	怠学	性的悪戯	傷害	恐喝	喫煙・飲酒	シンナー・薬物使用	窃盗	その他	合計
男子	1	-	16	2	5	14	3	-	-	-	2	1	-	2	-	10	5	61
女子	-	-	23	4	9	3	-	-	4	-	-	-	-	1	1	6	2	53
合計	1	-	39	6	14	17	3	-	4	-	2	1	-	3	1	16	7	114
構成比	0.9%	0.0%	34.2%	5.3%	12.3%	14.9%	2.6%	0.0%	3.5%	0.0%	1.8%	1%	0%	2.6%	1%	14.0%	6.1%	100%
前年度	1	-	48	3	7	30	-	2	4	1	4	1	-	2	-	9	10	122
増減	-	-	-9	3	7	-13	3	-2	-	-1	-2	-	-	1	1	7	-3	-8

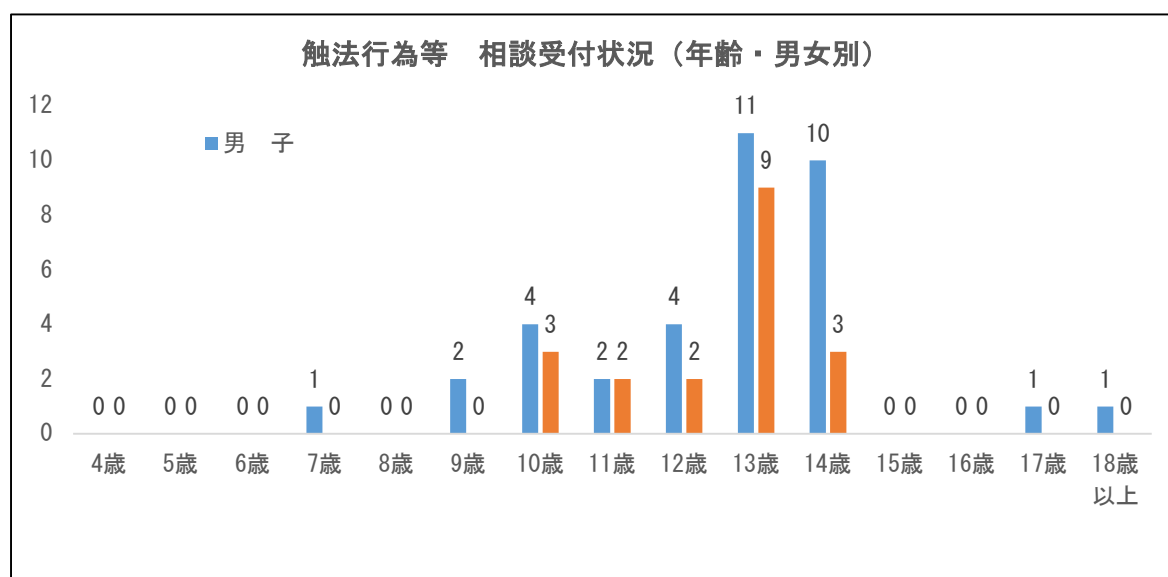


イ 触法行為等相談理由別状況

	窃 盗										強 盗	器 物 破 損	傷 害	恐 喝	喫 煙 ・ 飲 酒	シンナー・薬物使用	わ い せ つ 強 姦	放 火	そ の 他	合 計
	万 引	自 転 車	バ イ ク	車 上 狙 い	忍 込 み	置 引 き	自 販 機 荒 し	下 着	そ の 他	小 計										
男 子	7	4	2	-	-	-	-	1	3	17	-	1	6	4	-	-	4	1	3	36
女 子	5	3	-	-	-	-	-	-	1	9	-	1	3	1	-	-	-	-	5	19
合 計	12	7	2	-	-	-	-	1	4	26	-	2	9	5	-	-	4	1	8	55
構成比	21.8%	12.7%	4%	0.0%	0%	0%	0%	2%	7.3%	47.3%	0%	3.6%	16.4%	9%	0%	0%	7.3%	2%	14.5%	100%
前年度	8	7	2	-	-	2	-	-	3	22	-	2	10	-	-	-	7	2	5	48
増 減	4	-	-	-	-	-2	-	1	1	4	-	-	-1	5	-	-	-3	-1	3	7

(補足)

通告時に14歳を超えているこどもであっても、事件当時14歳未満の場合には、児童相談所へ通告されます。



(2) 相談対応状況

	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	家 裁 送 致	そ の 他	合 計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						
ぐ犯行為等	82	16	14	3	-	-	1	2	118
触法行為等	36	10	7	4	-	-	-	-	57
合 計	118	26	21	7	-	-	1	2	175
構 成 比	67.4%	14.9%	12.0%	4.0%	0.0%	0.0%	1%	1.1%	100%

4 育成相談

育成相談は、こどもの人格の発達上問題となる反抗・友達と遊べない・落ち着きがない・内気・緘黙・不活発・家庭内暴力等、性格や行動上の問題を有する性格行動相談、学校・幼稚園・保育園に在籍中に登校（園）していない状態の不登校相談、進学適性・職業適性・学業不振等に関する適性相談、家庭内における幼児のしつけ・性教育・遊び等に関するしつけ相談があります。

（１）相談理由別受付状況

	性格行動	不登校	適性	しつけ	合計	構成比
男子	417	27	2	40	486	58.6%
女子	301	22	0	21	344	41.4%
合計	718	49	2	61	830	100%
構成比	86.5%	5.9%	0.2%	7.3%	100%	
前年度	723	55	4	52	834	
増減	-5	-6	-2	9	-4	

（２）相談対応状況

		性格行動	不登校	適性	しつけ	合計	構成比
面接指導	助言指導	596	40	2	59	697	83.9%
	継続指導	79	1	-	2	82	9.9%
	他機関斡旋	29	4	-	-	33	4.0%
児童福祉司指導		5	-	-	-	5	0.6%
施設入所		2	-	-	-	2	0.2%
施設通所		-	-	-	-	-	0%
里親委託		4	-	-	-	4	0%
その他の他		8	-	-	-	8	1.0%
合計		723	45	2	61	831	100%
構成比		87.0%	5.4%	0.2%	7.3%	100%	

5 児童虐待の状況

児童虐待は、養護相談の一つに分類されます。

「児童虐待の防止等に関する法律」第2条では、身体的虐待・ネグレクト(保護の怠慢・拒否・登校禁止)・性的虐待・心理的虐待(家庭における暴力の目撃も含む)の4種類の児童虐待を定義しています。

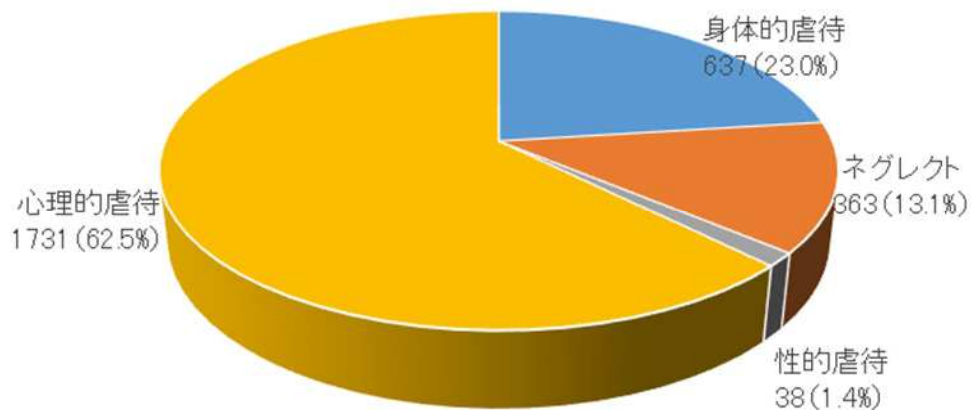
児童虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるため、早期発見・早期対応が重要です。

(1) 児童虐待内容別受付件数

管轄児相	行政区	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計	構成比
北部児相	西	38	31	2	111	182	14.4%
	北	54	51	7	158	270	21.4%
	大宮	40	19	3	158	220	17.4%
	見沼	82	47	2	240	371	29.4%
	岩槻	54	43	3	118	218	17.3%
北部合計		268	191	17	785	1,261	100%
南部児相	中央	38	13	3	123	177	12.6%
	桜	49	32	2	142	225	16.0%
	浦和	81	20	3	209	313	22.3%
	南	118	46	6	241	411	29.3%
	緑	60	31	5	182	278	19.8%
南部合計		346	142	19	897	1,404	100%
その他		23	30	2	49	104	
合計		637	363	38	1,731	2,769	
構成比		23.0%	13.1%	1.4%	62.5%	100%	
前年度		633	470	27	1,973	3,103	
増減		4	-107	11	-242	-334	

(補足)

「その他」は、管轄外・市外・不明など。



(2) 被虐待児童年齢別受付件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合 計	構成比
0 ～ 3 歳 未 満	48 (35)	66 (71)	2 (1)	319 (426)	435 (533)	15.7% (17.2%)
3 ～ 6 歳 未 満	68 (100)	96 (126)	7 (1)	357 (399)	528 (626)	19.1% (20.2%)
小 学 生	275 (254)	132 (166)	5 (13)	609 (701)	1,021 (1,134)	36.9% (36.5%)
中 学 生	152 (156)	41 (63)	10 (9)	262 (260)	465 (488)	16.8% (15.7%)
高 校 生 ・ 他	94 (88)	28 (44)	14 (3)	184 (187)	320 (322)	11.6% (10.4%)
合 計	637 (633)	363 (470)	38 (27)	1,731 (1,973)	2,769 (3,103)	100% (100%)

(3) 児童虐待経路別受付件数

管轄児相	行政区	家 族 親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 所	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設	警 察	学 校 ・ 幼 稚 園	教 育 委 員 会 等	県 市 町 村	そ の 他	合 計
北部児相	西	7	19	1	0	0	0	4	3	119	13	0	12	4	182
	北	10	19	0	13	0	0	3	9	173	13	1	27	2	270
	大 宮	5	27	4	1	1	0	2	6	142	16	0	16	0	220
	見 沼	23	19	0	4	0	0	2	3	254	27	0	33	6	371
	岩 槻	10	15	1	6	0	0	0	2	136	27	3	15	3	218
北部合計		55	99	6	24	1	0	11	23	824	96	4	103	15	1,261
南部合計	中 央	13	10	1	1	0	0	5	3	107	23	0	11	3	177
	桜	8	25	3	2	0	0	4	6	146	14	0	16	1	225
	浦 和	27	19	2	3	0	0	2	1	218	16	0	21	4	313
	南	24	36	7	7	0	1	9	8	250	40	0	27	2	411
	緑	13	31	7	4	0	0	4	9	167	24	0	16	3	278
南部合計		85	121	20	17	0	1	24	27	888	117	0	91	13	1,404
その他		2	8	2	1	0	0	0	0	72	4	0	10	5	104
合 計		142	228	28	42	1	1	35	50	1,784	217	4	204	33	2,769
構成比		5.1%	8.2%	1.0%	1.5%	0.0%	0.0%	1.3%	1.8%	64.4%	7.8%	0.1%	7.4%	1.2%	100%
前年度		148	381	28	77	2	0	23	88	1,839	228	5	255	29	3,103
増 減		-6	-153	0	-35	-1	1	12	-38	-55	-11	-1	-51	4	-334

(補足)

「県市町村」には各区保健センターや県児童相談所が含まれています。

(4) 虐待者別件数

ア 内容別受付状況

	実 父	実 母	実父以外の父	実母以外の母	そ の 他	合 計
身 体 的 虐 待	295	299	22	2	19	637
ネ グ レ ク ト	92	248	7	2	14	363
性 的 虐 待	26	2	5	0	5	38
心 理 的 虐 待	899	749	42	9	32	1,731
合 計	1,312	1,298	76	13	70	2,769
構 成 比	47.4%	46.9%	2.7%	0.5%	2.5%	100%

イ 年齢別受付状況

	実 父	実 母	実父以外の父	実母以外の母	そ の 他	合 計
0 ～ 3 歳 未 満	237	181	5	2	10	435
3 ～ 6 歳 未 満	254	244	14	2	14	528
小 学 生	446	521	27	5	22	1,021
中 学 生	220	214	17	1	13	465
高 校 生 ・ 他	155	138	13	3	11	320
合 計	1,312	1,298	76	13	70	2,769

(5) 相談対応状況

	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	市 町 村 送 致	社 的 福 祉 障 害 事 務 所 指 導 又 は 通 知 (福 祉 主 事 指 導 を 含 む)	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	そ の 他	合 計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								
身 体 的 虐 待	496	9	19	64	0	0	1	8	12	3	612
ネ グ レ ク ト	264	3	25	36	0	0	0	15	11	3	357
性 的 虐 待	23	1	0	9	0	0	0	0	0	0	33
心 理 的 虐 待	1,102	8	63	20	0	525	1	1	6	4	1,730
合 計	1,885	21	107	129	0	525	2	24	29	10	2,732
構 成 比	69.0%	0.8%	3.9%	4.7%	0%	19.2%	0.1%	0.9%	1.1%	0.4%	100%
前 年 度	2,433	29	111	159	0	302	0	34	29	24	3,121
増 減	-548	-8	-4	-30	0	223	2	-10	0	-14	-389

IV 里親関連業務

1 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠けるこどもに、その全人格を保護育成するための暖かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、こどもの健全な育成を図るものです。

(1) 里親認定状況

里親の申込みがあった場合は、基礎研修と登録前研修を経て、児童相談所で訪問調査を行い、適否について十分検討し、市社会福祉審議会の意見を求めた上で登録されます。

令和6年度は、20組の里親が認定・登録されており、21組の里親の認定を取消しています。取消理由は、養子縁組成立による辞退や、生活形態の変化、転居などが主な理由となっています。令和6年度末現在で、192組の里親が登録されています。

また、里親の種類については、次の4種類に分けられています。

養育里親…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育する里親

養子縁組里親…養子縁組によって養親となることを希望する里親

専門里親…2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、養育に関し特に支援が必要な児童を養育する里親

- ・ 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童
- ・ 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ・ 身体、知的、精神に障がいがある児童

親族里親…両親等の死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護の必要がある児童の扶養義務者の親族が当該児童を養育する里親

平成23年度から小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の登録が始まり、令和6年度末現在で、10件の事業者が登録されています。

小規模住居型児童養育事業は、こども5～6人の小規模なグループを養育者の住居において養育する、里親と施設の中間的な事業です。こども間の相互作用を活かしつつ、こどもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、こどもの自立を支援することを目的としています。

	新規認定 件数	取消件数	登録件数	内 訳			ファミリーホーム
				養育里親	親族里親	専門里親	
西	1	1	12	12	0	2	1
北	0	5	22	22	0	3	3
大 宮	3	3	29	29	0	1	1
見 沼	7	4	28	27	1	1	0
中 央	0	2	16	15	1	0	1
桜	1	2	11	11	0	2	2
浦 和	0	1	21	21	0	0	0
南	3	2	23	23	0	1	2
緑	3	1	18	18	0	1	0
岩槻	2	0	12	12	0	2	0
合 計	20	21	192	190	2	13	10

(2) 里親委託状況（ファミリーホームを含む）

里親への委託状況は、管内里親・管外里親合わせて 129 件でした。また、他の児童相談所から 2 件の里親委託を受託しています。

		措置委託数			他児童相談所からの受託数
		管内里親	管外里親	計	
5 年度末現在		120	3	123	3
6 年度	新規	49	0	49	0
	解除	30	0	30	1
	変更	13	0	13	0
6 年度末現在		126	3	129	2

(3) 里親支援事業

ア 目的

里親等への委託を推進するとともに、里親等の普及啓発を行い、こどもの福祉の増進に寄与することを目的に総合的な里親支援を実施しています。ここでは、①相談・研修・相互交流、②里親子訪問支援、③里親制度の普及促進に分けて実施状況を整理してみました。

イ 実施状況

① 相談・研修・相互交流

里親等委託調整員を 1 名配置し、里親家庭から委託児童や里親自身に関する養育相談に応じています。また、令和 6 年度は、以下の研修事業を実施しました。

子育てサロンは、委託直後サロンと子育てサロンの 2 種類を開催しています。委託直後サロンは、委託後 1 年未満の里親と未就学年齢の里子を対象としています。子育てサロンは、里子を受託している里親、受託に向け交流中の里親、児童を委託解除または交流中に不調となって 1 年未満の里親、児童を一時保護中の里親、養子縁組・特別養子縁組により措置解除を行った児童のいる里親を対象としています。

研修名	実施日・場所	参加者	内 容
里親研修会	令和 7 年 2 月 17 日 子ども家庭総合センター	里親 14 名	・講演「トラウマインフォームドケアについて」 ・講師 埼玉県小児医療センター 保健発達部 公認心理師 黒田舞 氏
	令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 3 月 10 日 児童養護施設退所児童等 アフターケア事業所 ク ローバーハウス	里親 7 名	・施設見学
子育てサロン ・委託直後サロン	令和 6 年 5 月から 令和 7 年 3 月まで 16 回実施 子ども家庭総合センター	延べ 里親 286 名 里子 149 名	・子育て体験その他の情報交換 ・里子の行動観察 ・先輩里親の体験談 ・児童相談所からの情報提供及び助言

・子育てサロン	令和6年7月9日 令和6年12月10日 子ども家庭総合センター	延べ 里親21名	・小児科医による発達相談
---------	---------------------------------------	-------------	--------------

② 里親子訪問支援

令和6年度は、里親や里子を支援するために以下の派遣事業を実施しました。

事業名	目的・内容	派遣回数
里親派遣支援事業	支援を必要とする里親に対し、里親としての経験や知識の豊富な者等（里親、ファミリーホーム事業者、学識経験者、施設関係者等）を派遣する。	延べ 19回 (48名派遣)
里子支援ボランティア派遣援助事業	委託又は交流中の里子に対し、大学生等のボランティアを派遣し、児童相談所長の指導監督のもとに援助を行う。	延べ 18回 (2名派遣)

③ 里親制度の普及促進

令和6年度は、里親制度の啓発を行い、里親支援の地域の輪を作ることを目的に「里親応援の集い」を里親会と共催で実施しました。また、里親登録を呼びかける取り組みとして商業施設にリーフレットの配架を依頼しました。

事業名	実施日・場所	配布数	内容
里親応援の集い	令和6年7月20日 埼玉スタジアム2002	1,289部	・浦和レッズホームゲーム来場者へリーフレット及び里親制度普及啓発品を配布 ・パネル展示
	令和6年10月20日 イオンモール与野店	403部	・ワークショップ ・リーフレット配布 ・パネル展示

(4) 里親会活動状況

さいたま市里親会は、里親制度の向上発展と児童福祉の増進に寄与するため、里親の研修や里親制度の啓発、普及促進などの事業を行なっています。令和6年度における活動状況は次のとおりです。

事業名	事業内容
1 総会及び役員会	(1) 総会 令和6年5月19日 (2) 役員会 令和6年4月22日 令和6年7月4日 令和6年9月5日 令和6年12月12日 令和7年3月18日
2 会誌発行	里親情報誌「かがやき」第22号の発行
3 研修事業 ※市との共催事業のため、前ページを参照	(1) 里親研修会 (2) 研修会への協力 (3) 子育てサロン 里親会サロン 年3回実施 延べ里親24名、ファミリーホーム1名参加
4 大会等への派遣	(1) 全国里親大会 令和6年10月12日～10月13日（参加者5名） (2) 関東甲信越静里親協議会 研修大会 令和6年7月13日（参加者1名） (3) ファミリーホーム全国研究大会 令和6年7月29日～7月30日（参加者1名） (4) 関東甲信越静里親協議会 代表者会議 令和6年4月13日（参加者1名） 令和6年12月14日（参加者1名）
5 交流・レクリエーション事業	(1) ファミリー旅行 令和6年8月4日～8月5日（参加者50名） (2) 日帰りレクリエーション 令和6年11月10日（参加者49名） (3) スポーツ交流会（ボウリング大会） 令和7年1月25日（参加者41名）
6 あんしん子育てサポート事業	受託里親・里子全員を対象に損害賠償責任保険に加入。
7 入進学・就職児童激励事業	小学校進学児童7名、中学校進学児童3名、高校進学児童10名、大学進学児童2名、専門学校進学児童2名に祝い金を贈呈。
8 いとしご育成事業	大学・専門学校への進学を希望する委託児童2名に対し受験料を助成。

V 一時保護業務

1 一時保護実施状況

一時保護施設は、児童相談所が必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護するための施設です。一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメント（必要な支援等の評価）です。

緊急保護は、棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合、虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合等に行います。

アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行います。

(1) 一時保護の状況

一時保護委託とは、乳児、怪我治療、自傷他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合や、安全面に問題がなく学校生活など一般的な生活を送ることが可能な場合などに、他の適した機関に委託するものです。

ア 一時保護施設における一時保護件数

		前年度末 継続保護	保護人数				
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	保護人数 合計
養護	児童虐待	21	40	87	40	33	200
	その他	9	13	17	14	2	46
障害		0	0	0	0	0	0
非行		0	0	1	7	17	25
育成		8	1	19	40	37	97
保健・その他		0	0	0	0	0	0
計		38	54	124	101	89	368
構成比			14.7%	33.7%	27.4%	24.2%	100.0%

イ 一時保護施設における一時保護解除件数

		保護解除人数						
		児童福祉 施設入所	里親委託	他機関移 送	家庭裁判 所送致	帰 宅	その他	計
養護	児童虐待	14	33	5	1	109	31	193
	その他	7	14	1	0	29	1	52
障害		0	0	0	0	0	0	0
非行		0	0	7	0	15	1	23
育成		2	12	1	0	71	12	98
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
計		23	59	14	1	224	45	366
構成比		6.3%	16.1%	3.8%	0.3%	61.2%	12.3%	100.0%
延 日 数		2,542	2,815	26	113	8,967	3,330	17,793

ウ 一時保護委託分

		児童数	延日数
委 託 人 数		249	
委託 解除 人数	警 察 等	0	0
	施 設	36	1,770
	里 親	153	3,492
	そ の 他	58	3,791
	計	247	9,053

(2) 相談内容別一時保護施設保護状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
養護	児 童 虐 待	13	18	9	17	12	15	29	25	12	14	12	24	200	210
	そ の 他	1	0	8	6	8	3	0	3	1	9	6	1	46	43
	障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行	ぐ犯行為等	0	1	2	2	3	2	3	3	3	4	1	1	25	15
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
育成	性 格 行 動	8	10	7	12	10	12	5	6	6	11	6	4	97	67
	不 登 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	適 正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	し つ け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	22	29	26	37	33	32	37	37	22	38	25	30	368	338

(3) 月別入所児童及び退所児童の状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	初 日 在 籍 数	38	34	49	43	50	42	49	42	49	34	51	49	
月 中	入 所 児 童 数	22	29	26	37	33	32	37	37	22	38	25	30	368
	退 所 児 童 数	26	14	32	30	41	25	44	30	37	21	27	39	366
	月 末 在 籍 数	34	49	43	50	42	49	42	49	34	51	49	40	

(4) 平均保護日数・在所日数の状況

在 所 期 間	1 週	2 週	3 週	4 週	5 週	6 週	7 週	8 ～ 9 週	10 ～ 12	13 週	14 週超	合 計	平 均 保 護 日 数
児 童 数	110	46	32	15	21	17	10	38	17	4	56	366	51.1
構 成 比	30.1%	12.6%	9%	4.1%	5.7%	4.6%	2.7%	10.4%	4.6%	1.1%	15.3%	100%	

(5) 一時保護施設日課・年間行事

一時保護施設には、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、心理職員等が配置されています。

学齢児に対しては、年齢や学力等に応じた学習指導・生活指導を行い、未就学児に対しては、保育を行っています。また、1日の日課は、おおむね次表のとおりになっています。

その他、季節に応じた、納涼会やクリスマス会、誕生会等の行事を実施しています。

時間		6:30	7:30	8:30	9:30	10:30	12:00	13:30	15:15	15:30	16:15	18:00	19:00	21:00	21:30	
学 齡 児		起床	朝食	1時間目	2時間目	3時間目	昼食	4時間目	おやつ	個別 日課	掃除 等	入浴	夕食	自由時間	日記	就寝
幼 児				室内遊び 戸外遊び				午睡		絵本等		入浴		室内 遊び	自由遊び	就寝
時間		6:30	7:30	8:30	9:30	10:30	12:00	13:30	15:15		16:15	18:00	19:00	20:00		21:30

※1日の日課は、曜日や行事など状況に応じ変更しています。

※土日について学習時間はありません。

VI その他実施事業・資料

1 その他事業

児童相談所の体制強化を図ることを目的として、次の事業を実施しています。
相談業務の一環として行われており、個別に申し込みを受け付けているものではありません。

(1) 家族支援ケースカンファレンス事業

ア 目的

複雑で多様な課題を持つ家庭についてケースワークを進めていく中で、対応の難しさや支援方針の迷いなどを抱えたケースワーカーのニーズに沿って、ケース情報の整理をしながらケースの再アセスメントを行いつつ、ケースワーカーのエンパワメントを目的としています。

イ 活動状況

① 家族支援 CC

毎週1回実施予定枠（定例）を確保しており、令和6年度は年間50回のうち、26回実施しました。また、臨時で実施することもあり、令和6年度は年間10回実施しました。

件 名	参加者	実施予定枠	実施回数
家族支援 CC（定例）	地区担当ケースワーカー 地区担当 SV 担当児童心理司 等	50 回	26 回
家族支援 CC（臨時）	同上	—	10 回

② 家族支援チームメンバー研修

当該事業を運営する家族支援チームの専門性の維持、向上を目的として研修を実施しています。

件 名	実施日	実施回数
家族支援チームメンバー研修	令和6年5月7日 令和6年6月11日 令和6年7月30日 令和6年9月10日 令和6年10月8日 令和6年12月5日 令和7年2月18日	7 回

(2) ペアレンティング・プログラム事業

ア 目的

しつけのやり方について疑問を持っていたり、不安がある保護者に対して、こどもへの声掛けや関わりについて、親子の良い関係づくりを中心に、親子関係の悪循環を断ち、安定した親子関係を育めるようにすることを目的に、いくつかのペアレンティング・プログラムを、ペアレンティングチームを中心に実施しています。ペアレンティング・プログラムについては、他機関で実施され一定の効果が報告されており、育児支援、虐待予防のための活用ニーズが高まっています。

イ 活動状況

【ペアレント・トレーニング】

ペアレント・トレーニングは、温かみのある親子関係の形成に役立つ、効果的で具体的な子どもへの関わり方を保護者が学ぶプログラムです。元々は ADHD の子どもを持つ親のためのプログラムですが、発達に課題のある子どもを持つ保護者にも実施することが可能です。プログラムは全 9 回で、保護者の困り感や子どもの特性によってプログラムを組み替えながら実施できるのも特徴です。トレーナーと保護者でロールプレイをしたり、学んだことを家で子どもに実際にやってみるという宿題をやりながら、ステップを積み重ねていくようにできています。令和 6 年度は個別に、2 ケースを実施しています。

【CARE プログラム】

CARE (Child-Adult Relationship Enhancement) プログラムは、子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができる、トラウマインフォームドな視点から生まれたペアレンティング・プログラムです。2～3 回の来所でプログラムの内容を保護者に伝え、宿題として家で実践をしてきてもらいます。1 日 5 分程度でもポイントをおさえた関わりをしていけば、関係が改善していくとされています。保護者への講座だけでなく、保護者と子どもが実際に遊ぶ場面にトレーナーが直接関わり方や声掛けの方法などをコーチングする、インルームケアの手法も使うことがあります。令和 6 年度は個別に 16 ケースを実施しています。また、児童相談所職員が保護者への対応の一助となるように、児童相談所の新任・新人職員 16 名に CARE ワークショップを実施しました。

【PCIT】

PCIT (Parent-Child Interaction Therapy) は、こどものこころや行動の問題や育児に悩む養育者に対し、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける遊戯療法（プレイセラピー）と行動療法に基づいた心理療法です。週 1 回から 2 週間に 1 回、半年程度来所してもらい、実際に養育者と子どもが遊んでいる場面をセラピストが別室で見ながら、母にイヤホンを通して子どもへの関わり方のコーチや肯定的なフィードバックをしていきます。乳幼児を里子として迎える里親家庭にも実施しています。令和 6 年度は個別に、5 ケースを実施しています。

【COS-P (the Circle of Security Parenting program)】

※日本語訳：「安心感の輪」子育てプログラム

COS-P「安心感の輪」子育てプログラムは、アタッチメントについての視点を持ち、子どもに与える影響に目を向け、子どもや養育者自身についての理解や気づきを増やし、子どもの欲求に気づき対応できるようになることで、問題行動を起こして家庭内不和の状態にある児童および社会的養護が必要な児童への子育て支援を充実させることを目的とするペアレンティング・プログラムです。受講者がプログラムを通し内省を行うことで、子どもの問題行動への理解を深め、虐待の予防もしくは再発防止を図っています。令和 6 年度は個別に 2 ケース、グループ 2 回実施しています。

(3) 意見表明等支援事業

一時保護されたこどもたちの意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁するため、一時保護施設に意見表明等支援員を派遣しています。

令和6年度は月に2回、意見表明等支援員を派遣し、109件こどもの意見表明等に係る支援を実施しました。

年度	意見表明等支援員	実施回数	支援件数
令和6年度	2人	月2回	109件

(4) 被害確認面接強化事業

ア 目的

当所では、児童虐待ケースの調査の為に、被害の確認を行うための専門的な面接を積極的に実施・活用しています。

この面接は、児童に合わせた臨機応変な対応が求められる為、高度な専門性が必要となります。当所では専門的な研修を修了した職員がこの面接に当たっていますが、年少の児童や、発達の遅れ、精神的な混乱が大きい等の課題がある児童の場合は、さらに多くの配慮や工夫が必要となり、非常に対応が難しくなります。

本事業はこれらの課題への対応として、被害の確認を行うための専門的な面接についての豊富な知識と数多くの面接実績を持つ外部専門家に協議を依頼することを目的としています。

イ 活動状況

令和6年度においては、外部のスーパーバイザーにお越しいただき、被害確認面接のグループスーパービジョン（被害確認面接の事例について振り返りを行い、スーパービジョンを受ける）を4回実施しました。

(5) ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業

ア 目的

不登校等の社会不適応を示すこどもを対象に、兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する者をメンタルフレンドとして、社会性向上等のための援助を行うことによりそのこどもの福祉の増進を図ることを目的としています。

主に個別指導での関りを行っています。

イ 登録状況・活動状況

メンタルフレンドの登録者数は、令和6年度末現在で10名です。内訳は、男性3名、女性7名となっています。令和6年度は、延べ12回の援助活動を行いました。

(6) 里親子グループ事業（ぱれっとぽけっと）

ア 目的

感情調整や表出を苦手とするこどもと、その里親を対象として実施するグループアプローチです。虐待等の影響を受け、様々な困難や課題を抱えるこどもたちと、そのこどもを養育する親が、健康的な情緒的発達のプロセスを辿れるように、メンタライジングの視点を取り入れた活動に参加することにより、その発達を促し、関係性の回復力を高めることを目的としています。

イ 実施状況

7組の里親子を対象に、年11回の定期的なグループ活動と外出行事1回および屋内行事1回を行いました。また、外部のスーパーバイザーにきていただき、年10回のスーパービジョンを実施しました。

(7) 主任児童委員座談会事業

ア 目的

児童虐待防止等に関するきめ細かな対応を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対して専門研修を行い、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に関する広報・啓発を行うことにより、こどもの福祉の向上に寄与することを目的とします。

イ 実施状況

令和6年度は、主任児童委員を対象に児童虐待相談に関するさいたま市を取り巻く状況及び虐待通告後の流れについての研修を行うとともに、地区担当ケースワーカーとの座談会を各区1回、計10回実施しました。

開催日	会場	参加者	内容
令和6年10月～ 令和7年1月	各区役所内 会議室等	各区民生委員・ 児童委員及び 主任児童委員	・児童虐待に関する現状について ・事例紹介および地域の様子について ・地区担当ケースワーカーとの座談会

(8) 24時間虐待通告電話相談事業

ア 目的

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じられる体制を平成17年6月から実施しています。

イ 実施状況

令和6年度の通告相談につきましては、1,165件の連絡がありました。その内児童虐待通告が376件、一般相談が789件でした。

	8：30～18：00 (休日)	18：00～24：00 (平日・休日)	0：00～8：30 (平日・休日)	計
虐待通告	114	178	84	376
一般相談	229	374	186	789
計	343	552	270	1165

24時間虐待通告電話 048-711-6824

(全国共通ダイヤル 189)

この虐待通告電話は24時間・年中無休体制で児童虐待に関する通告・相談に応じています。児童相談所の通常勤務時間帯は、自動的に児童相談所の相談電話に転送されます。児童虐待通告電話は夜間休日の児童虐待通告受理を12名の専門電話相談員が行い、必要に応じて児童相談所

の当番職員につながります。緊急を要する場合は児童相談所職員が対応します。

また、児童相談所の全国共通ダイヤルが平成 27 年 7 月から 3 ケタ化されたことに伴い、1 8 9 番での入電についても 24 時間虐待通告電話に通電され、同様に対応しています。

なお、児童相談所相談専用ダイヤル（0 1 2 0－1 8 9－7 8 3）についても、日中は児童相談所に、夜間・休日は 24 時間虐待通告電話に繋がります。

（９）児童相談法的対応強化事業

ア 目的

急増する児童虐待相談や法律相談に対する相談体制の強化を図り、適切な助言や指導等を行うことにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とします。

イ 実施状況

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月にかけて弁護士による個別法律相談を 40 回実施し、延べ 153 件について専門的な助言、指導を得ました。

（10）実習生受入事業

ア 目的

児童相談業務の現場に触れ、その社会的役割と機能について理解を深めることを目的とし、将来児童福祉分野に就職を希望する、4 年制大学社会福祉関係学部、厚生労働大臣が指定する児童福祉司、児童福祉施設職員養成施設に在籍している者であることを条件として、実習生の受け入れを実施しています。

また、一時保護施設においては、保育業務の現場に触れ、その社会的役割と機能について理解を深めることを目的とし、将来保育士としての就職を希望する、短期大学及び 4 年制大学の保育士専攻コース及び保育士専門学校に在籍している者であることを条件として、実習生の受け入れを実施しています。

イ 実施状況

① 児童相談所実習

令和 6 年度は、令和 6 年 8 月と 9 月の 2 期に分けて、3 大学、1 養成施設から計 5 名の実習生を受け入れました。

② 一時保護施設実習

令和 6 年度は、令和 6 年 6 月から令和 7 年 2 月までの間に、3 大学、1 専門学校から、計 6 名の実習生を受け入れました。

（11）親と子どもの悩み事相談@埼玉

親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、こどもの家庭からの虐待に関する相談などをスマートフォンのアプリ・LINE でどこからでも無料で相談できます。

※相談内容について緊急性があると判断した場合は、ご相談いただいた方やご家族の安全確保のため、最寄りの児童相談所や警察などに連絡し、相談を行うことがあります。

（相談受付時間）

- ・月曜～金曜：午前 9 時～午後 9 時
- ・土、日、祝日：午前 9 時～午後 5 時（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

2 研修実施状況・講師派遣状況

(1) 研修実施状況

職員の資質・専門性の向上を図る機会として、各種の研修に参加・開催しています。

ア 埼玉県児童相談所主催の研修

研修名	日程	主催
令和6年度チャレンジ学習会	令和6年6月28日他	中央児童相談所
性的虐待対応ガイドライン研修	令和6年6月14日	中央児童相談所
N I C H D 応用研修	令和6年10月9日	中央児童相談所
被害確認面接バックスタッフ研修	令和6年10月9日	中央児童相談所
被害確認面接S V 研修	令和6年11月26日	越谷児童相談所

イ 外部専門機関主催の研修（派遣研修）

研修名	日程	主催
児童福祉司任用前研修	令和6年12月6日	特別区職員研修所
指導教育担当児童福祉司任用前研修	令和6年6月12日	子どもの虹
社会福祉士実習指導者講習会	令和6年6月8日	埼玉県立大学
児童虐待対応保健職員指導者研修	令和6年7月10日	子どもの虹
日本子ども虐待医学会学術集会	令和6年8月31日	日本子ども虐待医学会
サインズオブセーフティアプローチ基礎研修	令和6年8月10日	サインズ+
「ペアレントトレーニング」リーダー養成講習会	令和6年8月20日	心身障害児総合医療療育センター
児童相談所一時保護所職員スーパーバイザー研修	令和6年8月6日	武蔵野学院
児童心理司指導者研修	令和6年7月24日	子どもの虹
日本心理臨床学会第43回大会	令和6年8月23日	日本心理臨床学会
日本家族心理学会研修会	令和6年8月19日	日本家族心理学会
司法面接（プロトコル）研修	令和7年2月26日	チャイルドファーストジャパン
児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース	令和6年8月22日	子どもの虹
拡大司法面接研修	令和6年9月12日	チャイルドファーストジャパン

児童福祉司任用後研修	令和6年11月7日	特別区職員研修所
	令和6年7月8日	武蔵野学院
児童相談所一時保護職員実務者研修	令和6年12月16日	武蔵野学院
児童福祉司資格認定通信課程スクーリング	令和6年10月25日	中央福祉学院
臨床心理講座	令和6年9月23日	日本臨床心理士会
日本児童青年精神医学会総会	令和6年10月17日	日本児童青年精神医学会
心の臨床・専門講座	令和6年8月10日	明治安田こころの健康財団
日本子ども虐待防止学会 かがわ大会	令和6年11月30日	日本子ども虐待防止学会
CARE ファシリテータートレーニング	令和6年9月27日	CARE ジャパン
子どもへの暴力防止のための基礎講座	令和6年10月14日	CAP センター・ジャパン
全国児童心理司会研修「児童相談所と施設の連携の可能性」	令和6年12月12日	全国児童心理司会
サインズオブセーフティギャザリング	令和7年2月23日	サインズ+
テーマ別研修 「心の中の自分史を再構築するために」	令和7年3月13日	子どもの虹
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	令和6年11月6日	国立保健医療科学院
保育所等実習指導研修	令和6年11月12日	総合健康推進財団
児童相談所長研修	令和6年4月23日	子どもの虹
児童相談所医師研修	令和7年2月27日	子どもの虹
日本文化科学社心理検査講習会	令和6年7月13日	日本文化科学社
EMDR 研修	令和7年3月14日	日本 EMDR 学会
ロールプレイで学ぶ夫婦・家族合同面接の実 際	令和7年1月12日	IPI 統合的心理療法研究所
安心感の輪子育てプログラムファシリテーター養成研修	令和6年8月15日	Circle of Security International

※複数の日程で参加した研修は、最も早い参加日のみ日程欄に記載しています。

ウ 当所主催の研修

児童虐待に対応する区職員及び児童相談所職員の専門性の向上に資するため、平成 20 年度から、児童相談所主催による市内各課の児童相談業務に関わる新人・新任職員を対象に研修を開催しています。

日程	内容	場所
令和 6 年 7 月 12 日	・ 児童相談所概要・児童虐待の現状 ・ なぜ虐待を防ぐのか・リスクマネジメント ・ 児童相談所の相談業務・虐待対応の流れ	子ども家庭総合センター
令和 6 年 7 月 18 日	・ 虐待予防・母子支援 ・ 児童相談所一時保護所について	子ども家庭総合センター
令和 6 年 8 月 8 日	・ 児童相談所一時保護所見学（希望者のみ） ・ 通告・受理・調査のロールプレイ	子ども家庭総合センター
令和 6 年 8 月 15 日	・ 面接の基礎とソリューション・フォーカスト・アプローチ ・ 児童相談所三会議について（三会議見学希望者のみ）	子ども家庭総合センター
令和 6 年 8 月 29 日	・ 里親制度について	子ども家庭総合センター
令和 6 年 9 月～12 月	・ 児童相談所の三会議見学	子ども家庭総合センター

エ 児童相談所所内研修

児童相談所職員全体の専門性を強化し、虐待相談等の複雑困難で高度な専門性を要する相談に対して、各職員が適切に応じることができるようになることを目的とし、専門研修を実施しました。

研修名	実施日	対象等	講師
児童心理司育成専門技術研修 トラウマケアSV	令和 6 年 6 月 25 日	児童相談所職員	竹内 伸 氏 (おかのうえ子ども心のクリニック)
児童心理司育成専門技術研修 TF-CBTフォローアップSV	令和 6 年 6 月 30 日	児童相談所職員等	亀岡 智美 氏 (兵庫県こころのケアセンター副センター長)
サインズオブセーフティー入門研修	令和 6 年 5 月 17 日	児童福祉業務に携わるさいたま市職員	児童相談所職員

アセスメント・プランニング研修	令和6年6月13日	児童福祉業務に携わるさいたま市職員	児童相談所職員
一時保護所SV研修	令和6年6月24日	児童相談所職員	鬼澤 平隆 氏 (埼玉県社会福祉士会) 吉村 淳史 氏 (埼玉県中央児童相談所)
児童福祉司のためのケースカンファレンス研修	令和6年6月27日	児童相談所職員	宮島 清 氏 (日本社会事業大学 客員教授)
被害確認面接グループSV	令和6年7月16日	児童相談所職員	山田 不二子 氏 (認定NPO法人チャイルドファーストジャパン)
SV研修	令和6年9月6日	児童相談所SV	鈴木 浩之 氏 (立正大学 教授)
性問題行動の理解と対応	令和6年9月10日	児童相談所職員	浅野 恭子 氏 (甲南女子大学 准教授)
包括的性教育について	令和6年9月20日	児童相談所職員	田代 美江子 氏 (埼玉大学 教授)
児童福祉司のための家族療法研修	令和6年10月21日	児童相談所職員	田附 あえか 氏 (大正大学 准教授)
第三者評価実施事業研修	令和6年12月19日	児童相談所職員	田中 進氏 (特定非営利活動法人 あいおらいと代表)
暴力の理解と対応	令和7年2月10日	児童相談所職員	佐々木 大樹 氏 (東海学園大学 准教授)
DV虐待が併存するケースへの親子支援について	令和7年2月14日	児童相談所職員	川松 亮 氏 (明星大学人文学部福祉実践学科 常任教授) 高橋 郁絵 氏 (原宿カウンセリングセンター 社会連携主任)
児童福祉司のための面接スキルアップ研修	令和7年2月20日	児童相談所職員	中垣 真道 氏 (子どもの虹研修センター 研修部長)
プレイセラピー	令和7年3月11日	児童相談所職員	丹 明彦 氏 (すぎなみ心理発達研究センター ほっとカウンセリングサポート)

※複数の日程で実施した研修は、最も早い実施日のみ日程欄に記載しています。

(2) 講師派遣状況

児童虐待を始めとするこどもに関する問題について、市内各団体等からの依頼により職員を講師（助言者）として派遣しました。

派遣日	対象	派遣先	テーマ
令和6年6月25日	家庭裁判所調査官補	子ども家庭総合センター	児童相談所の業務内容
令和6年7月19日	神戸市こども家庭センター	子ども家庭総合センター	児童相談所の複数設置について
令和6年8月22日	さいたま市民医療センター 医師・看護師・助産師他	さいたま市民医療センター	養育支援体制研修
令和6年9月3日	片柳地区民生委員児童委員	子ども家庭総合センター	児童相談所と子ども家庭総合センター及び地域の相談機関との連携について
令和6年10月16日	ひまわり学園、さくら草職員	ひまわり特別支援学校	虐待予防・対応について
令和6年11月7日	民設放課後児童クラブ支援員	プラザノース	児童虐待の早期発見とその対応
令和7年1月8日	大宮区民生委員児童委員	大宮区役所	児童相談所の機能や相談内容について
令和7年1月9日	さいたま市立病院 医師・看護師・助産師他	さいたま市立病院	児童虐待対応について
令和7年3月17日	さいたま市北区、桜区所在の障害児サービス事業所職員等	プラザノース	子どもの権利擁護・虐待防止研修

※複数の日程で派遣した研修は、最も早い派遣日のみ日程欄に記載しています。

3 資料

(1) 過去5年間の相談種別受付件数

		養護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談						非 行 相 談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
R2年度	北部児童相談所	1,724	225	2	6	2	2	7	388	8	51	9	259	26	2	50	476	3,237
	南部児童相談所	1,493	170	1	2	0	1	6	378	2	47	18	276	40	1	47	305	2,787
R3年度	北部児童相談所	1,726	211	2	8	1	0	5	824	2	35	14	271	19	3	52	425	3,598
	南部児童相談所	1,501	162	1	0	0	0	12	792	2	40	13	312	27	1	45	421	3,329
R4年度	北部児童相談所	1,718	229	4	0	0	1	9	732	6	46	15	322	22	0	37	324	3,465
	南部児童相談所	1,602	193	7	3	0	0	23	611	4	66	11	371	42	1	51	453	3,438
R5年度	北部児童相談所	1,620	217	2	2	1	1	6	727	5	67	26	324	28	1	15	498	3,540
	南部児童相談所	1,483	288	4	1	0	2	14	631	6	55	22	399	27	3	37	578	3,550
R6年度	北部児童相談所	1,332	250	1	3	0	3	13	720	11	44	22	384	28	0	40	640	3,491
	南部児童相談所	1,437	212	1	0	0	1	17	657	17	70	33	334	21	2	21	597	3,420

(2) 過去5年間の相談対応別件数

		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 送 致	送 福 致 社 ・ 事 務 所 知 所	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	へ 障 害 利 用 施 設 契 約 等	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	あ 他 つ 機 せ ん 関							入 所	通 所						
R2年度	北部児童相談所	2,713	81	96	111	0	0	15	17	0	23	1	0	30	0	2	193	3,282
	南部児童相談所	2,279	65	91	87	0	0	0	25	0	31	1	0	8	0	2	172	2,761
R3年度	北部児童相談所	2,943	100	116	103	0	0	76	13	0	30	1	0	22	0	15	164	3,583
	南部児童相談所	2,728	91	66	96	0	0	73	7	0	29	3	0	20	0	8	181	3,302
R4年度	北部児童相談所	2,946	78	91	143	0	0	0	4	2	26	1	0	21	1	4	120	3,437
	南部児童相談所	2,945	109	100	110	0	0	0	4	0	16	0	0	17	0	3	169	3,473
R5年度	北部児童相談所	2,824	70	111	110	0	0	162	1	0	27	0	0	21	0	3	230	3,559
	南部児童相談所	2,810	132	72	81	0	0	140	4	0	25	3	0	20	0	9	254	3,550
R6年度	北部児童相談所	2,806	68	106	66	0	0	197	4	0	16	1	0	26	1	16	214	3,521
	南部児童相談所	2,486	96	99	91	0	0	328	4	0	23	1	0	26	0	16	224	3,394

(3) 過去5年間の虐待相談内容別受付件数

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	登校禁止	棄児	置き去り児童	計
R2年度	北部児童相談所	373	11	1,049	290	1	0	0	1,724
	南部児童相談所	331	12	934	216	0	0	0	1,493
R3年度	北部児童相談所	324	14	1,077	311	0	0	0	1,726
	南部児童相談所	316	16	936	230	2	0	1	1,501
R4年度	北部児童相談所	367	22	991	337	1	0	0	1,718
	南部児童相談所	327	32	930	309	4	0	0	1,602
R5年度	北部児童相談所	332	19	1,014	254	0	0	1	1,620
	南部児童相談所	301	8	959	214	1	0	0	1,483
R6年度	北部児童相談所	289	18	823	199	0	0	3	1,332
	南部児童相談所	348	20	908	154	2	0	5	1,437

(4) 過去5年間の虐待相談経路別受付件数

		家族・ 親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保 健 所	医 療 機 関	児童 福祉 施設 等	警 察	学 校 等	そ の 他	計
R2年度	北部児童相談所	92	266	7	27	0	2	13	27	1,023	143	124	1,724
	南部児童相談所	97	296	9	33	3	2	10	20	807	114	102	1,493
R3年度	北部児童相談所	96	266	11	33	3	2	30	53	989	143	100	1,726
	南部児童相談所	120	254	23	31	0	0	19	32	767	138	117	1,501
R4年度	北部児童相談所	106	164	12	32	7	0	24	40	1,053	146	134	1,718
	南部児童相談所	88	251	17	31	1	0	18	29	908	124	135	1,602
R5年度	北部児童相談所	84	187	16	54	2	0	11	51	935	139	141	1,620
	南部児童相談所	64	194	12	23	0	0	12	37	904	94	143	1,483
R6年度	北部児童相談所	60	101	8	24	1	0	11	24	873	104	126	1,332
	南部児童相談所	82	127	20	18	0	1	24	26	911	117	111	1,437

(5) 虐待相談対応件数

		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	市 町 村 送 致	社 主 事 指 導 を 含 む 福 祉 障 害 事 務 所 送 致 又 は 通 知 （ 知 福 祉 事 務 所 指 導 ・ 社 会 福 祉 事 務 所 指 導 ）	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	そ の 他	合 計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								
北部 児童 相談 所	身 体 的 虐 待	240	5	10	24	0	0	1	3	7	2	292
	ネ グ レ ク ト	151	2	14	21	0	0	0	6	5	1	200
	性 的 虐 待	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	16
	心 理 的 虐 待	584	5	39	5	0	197	1	0	3	2	836
	合 計	987	12	63	54	0	197	2	9	15	5	1,344
南部 児童 相談 所	身 体 的 虐 待	256	4	9	40	0	0	0	5	5	1	320
	ネ グ レ ク ト	113	1	11	15	0	0	0	9	6	2	157
	性 的 虐 待	11	1	0	5	0	0	0	0	0	0	17
	心 理 的 虐 待	518	3	24	15	0	328	0	1	3	2	894
	合 計	898	9	44	75	0	328	0	15	14	5	1,388

(6) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等状況

	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医 学 的 診 断 指 導			心 理 診 断 指 導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
児 童	3400	373	53	427	723	1151	207	79	2706	0	8	2726	4419	70
(再掲)児童虐待	1876	49	43	203	82	26	96	43	917	0	0	1377	2402	48
(再掲)非行	166	0	0	13	20	0	24	7	82	0	0	236	233	0
保 護 者	11832	8	0	0	0	6	0	6	1804	0	6	530	4289	98
(再掲)児童虐待	6504	5	0	0	0	1	0	2	306	0	6	243	2387	64
(再掲)非行	471	0	0	0	0	0	0	2	47	0	0	81	239	1
そ の 他	18425	15	4	0	0	3	0	1	963	0	2	358	2446	178
(再掲)児童虐待	11136	10	4	0	0	1	0	1	417	0	2	230	1423	119
(再掲)非行	457	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	4	19	1
計	33657	396	57	427	723	1160	207	86	5473	0	16	3614	11154	346
(再掲)児童虐待	19516	64	47	203	82	28	96	46	1640	0	8	1850	6212	231
(再掲)非行	1094	0	0	13	20	0	24	9	167	0	0	321	491	2